2023 年 1 月版

企画競争説明書
（ＱＣＢＳ方式）

業 務 名 称：インド国防災分野に係る情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：23a00164

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「４.（２）上限額 」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023 年 5 月 17 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．公示

公示日　2023 年 5 月 17 日

２．契約担当役

理事　井倉　義伸

３．競争に付する事項

（１）業務名称：インド国防災分野に係る情報収集・確認調査（QCBS）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（４）契約履行期間（予定）：2023 年 8 月　～　2024 年 7 月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

南アジア部　南アジア第一課

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023 年 5 月 23 日　12 時
2	企画競争説明書に対する質問	2023 年 5 月 24 日　12 時
3	質問への回答 5 月 23 日 12；00 までの受領分	第 1 回　回答日 2023 年 5 月 29 日
4	質問への回答	第 2 回（最終）回答日 2023 年 6 月 5 日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の **4 営業日前から 1 営業日前の正午まで**
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023 年 6 月 9 日　12 時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2023 年 6 月 26 日　11 時
１０	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
１１	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

５．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）　消極的資格制限

２）　積極的資格要件

３）　競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社

の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６．資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限
１）提出期限：上記４．（３）参照
２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛　CC: 担当メールアドレス
３）提出方法：電子メール
① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
注３）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）回答方法
上記４．（３）日程のとおり、原則２回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1

１）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

２）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記４．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書 （本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パ

スワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

９．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点８０点、価格評価点２０点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第２章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	９０%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	８０～９０%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	７０～８０%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	６０～７０%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	４０～６０%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	４０%以下

２）評価配点表以外の加点について

評価で６０点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を１００点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り１００を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝１００点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×１００点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第３章４．（２）に示す上限額の８０%未満の見積額を提案した場合は、上限額の８０%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の８０%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝１００点

それ以外の見積額（Ｎ）：価格評価点＝（上限額×０．８）/Ｎ×１００点

＊最も安価ではない見積額でも上限額の８０%未満の場合は、上限額の８０%をＮとして計算します。

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を８０：２０の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×０．８＋（価格評価点）×０．２

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記４．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税１０%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

１０．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と*受注者名*（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インド国防災分野に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 調査の背景・経緯

インドは洪水、サイクロン、干ばつ、地すべり・斜面崩壊、地震・津波など様々な自然災害が多発しており、近年は気候変動の影響や無秩序な都市化により、災害被害が激甚化する傾向にある。インドで発生する災害のうち、洪水による被害が最大とされ、1995 年から 2020 年にかけて約 200 回の洪水が発生し、死者数は約 3 万 8 千人、約 707 億ドルの被害を出している。

インド政府は 2004 年に国家レベルの防災枠組みを策定したほか、2005 年に防災法を制定し、各州に防災計画の策定や組織体制の整備を義務付け、災害防止や軽減など事前の対策を強化した。更に、2007 年には州防災計画（各災害種の管理方法、州や県の災害管理計画の作成方法等を含む）を作成するためのガイドラインも策定している。各州政府は、こうした中央政府のガイドライン等に基づき、災害対策の促進、災害予測、被害軽減のための対策を検討している。また、インド政府は、気候変動により甚大化する災害に強いインフラを構築していくために賛同国の政府で構成される Coalition for Disaster Resilient Infrastructure（以下、「CDRI」という。）を主導している。

他方で、災害リスクが高いにもかかわらず、依然として政府の対策は被害者救出や被災地域の復興支援などの災害発生後の応急対応にとどまる傾向があり、災害の発生を予防し、被害を軽減するための防災インフラの整備等が十分とはいえない状況にある。特に整備が不十分な対応の一つとして、インド政府は、流域全体の土砂低減管理を含めた堤防工、護岸工の実施の不足があると分析している。こうした防災インフラ不足の要因としては、資金不足が大きいと考えられる。

このような状況を踏まえ、有償資金協力（円借款）等において優良案件の発掘・形成・実施を行うことで、インド国との防災分野における協力・連携をより一層進める余地があると考えられる。本調査はインド防災インフラに関する基礎情報やインド政府の支援ニーズに関する情報の収集・整理等を実施し、新規円借款案件等の形成に向けた候補案件の提案を行うものである。

第３条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的

本調査はインドの防災インフラ（主に都市における洪水対策）に関する基礎情報やインド政府の支援ニーズに関する情報の収集・整理等を実施し、新規円借款案件等の形成に向けた候補案件の提案を行うもの。

（２）調査の範囲

コンサルタントは、上記「第３条（１）調査の目的」を達成するために、「第４条　実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第５条　調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第６条　報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

第４条 実施方針及び留意事項

（１）新規案件検討に向けた州政府との密な対話

本調査では、具体的な新規案件候補、特に円借款事業の特定・検討促進を行うことを成果として重視する（第５条に記載のとおり、成果物としては、JICA 支援の要請に係るインド政府の手続きに必要となる情報を支援概要案として取りまとめることを想定している）。また、そのためには、州政府等のインド側の意向と既存の治水計画・下水/排水処理計画や、洪水リスク削減を目的とした施設整備計画の有無が重要となるところ、州政府等のニーズと計画を十分に確認するものとする。

（２）調査対象の災害種について

本調査で対象とする災害種は主に、洪水（特に都市部）を想定している。ただし、インド側（後述のロングリスト州）へのヒアリング等においては、それ以外の災害種（土砂災害、津波・高潮、地震、サイクロン等）への対策に係る JICA 支援のニーズも適宜確認し、成果品に記載するものとする。洪水対策事業の検討においては、治水計画に加えて、都市内の下水・排水計画などの横断的な視点での都市防災インフラ強靭化に資する検討を行うこと。

（３）既存資料・データの有効活用とアップデート

JICA が過去に実施した「インド国防災に関する情報収集・確認調査」（以下、「2015 年度基礎調査」という。）、「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」、世銀・ADB 等が発表している調査報告、CDRI 主催の都市洪水セミナーでの各市の発表資料、関連省庁が公表または保持している統計データを包括的にレビューし、体系的に取りまとめる。2015 年度基礎調査のうちの政策、法制度、組織、計画、課題に関する記述については、レビューの結果を踏まえて情報更新を行う。また、JICA が実施中の「チェンナイ都市河川流域包括的洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」の検討結果や調査進捗、更にはチェンナイ以外の都市を対象に実施する成果共有セミナーの機会も活用する。

（４）イノベーション・DX、日本の知見の活用の積極検討

本調査において、新規案件候補を検討し、その素案を提案することを成果としているが、その際には、災害リスク評価や災害リスク削減の実施促進に貢献しうるイノベーションや DX の活用を積極的に検討することとする。また、各候補案件において、日本の

技術や知見を活かせる余地についても積極的に検討する。効果的な応急対応に貢献する技術については対象としない。

第５条 調査の内容

【第一次国内作業】

（１） インセプション・レポートの作成

・ インセプション・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

（２） 既存計画・制度レビュー、課題分析

・ インド政府の防災に関する政策、法制度、組織、計画をレビューする。また、洪水対策に関する現況と課題を整理する。こうしたレビュー・整理を踏まえて、災害リスクと守るべき資本集積エリア・重要インフラを明確化し、防災インフラによるリスク削減に必要な事業について分析[2]を行う。その際、2015 年度基礎調査をベースとしつつ、インド政府へのヒアリングや既存資料等を活用して必要箇所を更新するなど、効率的に作業を進める。

（３） 円借款候補州のロングリストの作成

・ 上記①の分析や既存資料等を活用して、円借款案件の実施候補となる対象州（10 程度）を選定する。選定にあたっては、「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」で特定した洪水による経済被害ポテンシャルの高い州、また、CDRI 主催の都市洪水セミナーでの各市の発表資料、洪水経済被害の状況、州の債務状況を踏まえた円借款借入の余力や意向、州の実施体制・能力、他ドナーの支援状況、インド政府の他スキーム（National Disaster Management Authority (NDMA)の Flood Risk Mitigation Scheme (FRMS)等）の活用状況等[3]の観点を検討する。

・ 対象州候補（ロングリスト案）については、ドラフト版について JICA へ説明・協議を行った上で、最終化する。

【第一次現地調査】

（４） 対象州へのヒアリング

・ 対象州に対して治水計画・下水/排水処理計画や洪水リスク削減に関する施設整備計画、氾濫実績データの有無を確認し、その内容に鑑み、事業効果、課題分析・抽出を行う。また、円借款の前段階における技術協力によるマスタープラン作成等の必要性も検討する。

・ 併せて、洪水対策等に係る日本の知見を紹介しつつ、円借款への関心や、支援ニーズのある防災インフラや案件候補について、ヒアリングを行う。

・ その際、州の防災局のみならず州や自治体政府の治水・下水/排水処理関係部局へも聞き取りを行う。特にインドにおいては州政府ごとに監督機関、実施機関、関連組織の関係が異なることが多い点に留意して調査を行う。

---

[2] 本分析に係る手法に関し、具体的な提案があればプロポーザルに記載すること。

[3] 対象州の選定について、その他に考慮すべき事項として具体的な提案があればプロポーザルに記載すること。

・　また、ヒアリングの過程で洪水以外の災害種（土砂災害、津波・高潮、地震、サイクロン等）への対策に係る JICA 支援のニーズも適宜確認する。

【第二次国内作業】

（５）　円借款候補のショートリスト州の選定

・　対象州へのヒアリング結果を踏まえて、円借款への関心や具体的なニーズや有望な候補案件のある州（3 州程度。以下、「ショートリスト州」という。）を選定する。選定にあたっては、候補となる州及び案件の経済的・訴求的インパクト、災害リスク削減効果、州政府の実施能力、案件組成に係るタイムスパン、将来の開発計画、他ドナーの支援状況やインド政府の他スキーム（インド政府自身が実施する防災関連の他の取り組み）の活用状況等[4]を考慮する。

・　ショートリストについては、ドラフト版について JICA へ説明・協議を行った上で、最終化する。

（６）　インテリム・レポートの作成

・　インテリム・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

（７）　ショートリスト州の行政官向けの日本視察の準備

・　各ショートリスト州のキーパーソンとなる行政官を 2 名程度選定して、1 週間程度日本に招へいし、日本の治水事業を視察するプログラムについて、計画案（招へい候補者、視察先、プログラム等を含む）を作成する。

・　計画案について、JICA へ説明・協議を行った上で、視察先やショートリスト州への打診、ロジ手配等の準備作業を実施する。

【第二次現地調査】

（８）　ショートリスト州における支援概要案の検討

・　ショートリスト州において、現地の関係機関と協議を行いながら、具体的な JICA の洪水リスク削減事業について検討する。その際、流域全体での計画に基づき、事業内容を検討することとし、当該施設整備により下流の洪水リスクが増えることの無いよう留意する。また、洪水リスクを踏まえ他セクターの開発計画が検討されることで、無秩序な開発による新たな洪水リスクの増加を回避するための対策（土地利用計画等）も合わせて検討する。

【第三次国内作業】

（９）　ショートリスト州及びチェンナイにおける支援概要案の提案

・　上記（８）の検討結果を支援概要案として取りまとめる。

・　また、「チェンナイ都市河川流域包括的洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」で検討される優先事業のうち、円借款候補となる事業についても、JICA 及び同プロジェクトの専門家から検討結果の情報提供を受けつつ支援概要案を取りまとめる。

・　支援概要案を取りまとめる際、インド政府内で円借款や技術協力を要請するにあた

[4] ショートリスト州の選定について、その他に考慮すべき事項として具体的な提案があればプロポーザルに記載すること。

って必要となる文書や日本政府内に円借款の協力準備調査の可否を諮るにあたって必要となる文書と同程度の内容を含むこととする。

・　支援概要案については、JICA へ説明を行った上で、コメントを反映する。

（１０）ショートリスト州の行政官向けの日本視察の実施

・　上記（７）で準備した日本視察を実施する。

（１１）ドラフト・ファイナル・レポートの作成

・　ドラフト・ファイナル・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

【第三次現地調査】

（１２）支援概要案に係る議論の支援

・　支援概要案に係るインド政府内の検討・議論を支援・促進する。また、各支援概要案について、その後の案件形成における課題（総事業費の積算における上振れリスク、住民移転、実施機関の事業遂行能力等を想定）と対策について取りまとめ、JICA 及びインド側に提案する。

【第四次国内作業】

（１３）ファイナル・レポートの作成

・　ファイナル・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

第６条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はインテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

（１）調査報告書

１）インセプション・レポート（IC/R）

提出時期：2023 年 8 月 30 日

部　　数：電子データのみ（英語）

２）インテリム・レポート（IT/R）　※ショートリスト州候補に係る提案及びファイナル・レポートの目次案を含む

提出時期：2023 年 12 月 28 日

部　　数：電子データのみ（日本語・英語）

３）ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）　※支援概要案を含む

提出時期：2024 年 3 月 29 日

部　　数：電子データのみ（日本語・英語）

４）ファイナル・レポート（F/R）（製本）

提出時期：契約履行期間の末日

部　　数：和文 3 部、英文 6 部、CD-R2 部（日本語 1 部、英語 1 部）

注）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

（２）その他の報告書類

１）業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部数：電子データのみ（日本語）

２）面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数：F/R 提出時は F/R に添付する。

（３）報告書の仕様

ファイナル・レポートについては製本したものを提出すること。それ以外の報告書については原則として電子データのみを作成することとする。なお、各種報告書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の印刷仕様・電子仕様を参照すること。

（４）収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

（５）報告書作成にあたっての留意点

１）　各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。

２）　報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

３）　先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	防災インフラによるリスク削減に必要な事業に係る分析手法	第5条　調査の内容 （２）　既存計画・制度レビュー、課題分析
2	対象州の選定基準	第5条　調査の内容 （３）　円借款候補州のロングリストの作成
3	ショートリスト州の選定基準	第5条　調査の内容 （５）　円借款候補のショートリストの作成

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：防災分野における各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／防災対策案件形成
- 災害リスク評価
- 外水氾濫対策/内水氾濫対策

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約　9.08　人月

２）業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／防災対策案件形成）】

① 類似業務経験の分野：防災分野に係る各種業務（円借款案件形成に係る業務経験があることが望ましい）
② 対象国及び類似地域：インド国及びその他途上国地域
③ 語学能力：英語
④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：災害リスク評価】

① 類似業務経験の分野：災害（特に都市洪水）のリスク評価に係る各種業務
② 対象国及び類似地域：インド国及びその他途上国地域
③ 語学能力：英語

【業務従事者：外水氾濫対策/内水氾濫対策】

① 類似業務経験の分野：都市における外水・内水氾濫対策に係る各種業務
② 対象国及び類似地域：評価せず
③ 語学能力：評価せず

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

本調査は 2023 年 8 月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを 2024 年月 7 月下旬に提出する。具体的な工程案は以下のとおり。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 2023 年 8 月上旬　契約締結
- 2023 年 8 月～9 月　第 1 次国内作業
- 2023 年 10 月～11 月　第 1 次現地調査
- 2023 年 12 月　第 2 次国内作業
- 2024 年 1 月～2 月　第 2 次現地調査
- 2024 年 3 月　第 3 次国内作業
- 2024 年 4 月～6 月　第 3 次現地調査
- 2024 年 7 月　第 4 次国内作業

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　１４．３３人月（現地：７．９３人月、国内：６．４０人月）

但し、「本邦招へいに関する業務人月０．７を含む（本経費は定額計上に含まれる）」

２）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者/防災対策案件形成（２号）
② 災害リスク評価（３号）

③ 外水氾濫対策/内水氾濫対策（３号）
④ 組織・法体制/洪水対策案件形成
⑤ 経済分析・投資効果分析

３）渡航回数の目途　全８回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定しておりません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 支援概要案フォーマット（技術協力）

２）公開資料

① 「チェンナイ都市河川流域包括的洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1900541_1_s.pdf

② 「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」最終報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_000_12335386.html

③ 「インド国防災に関する情報収集・確認調査」最終報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023372.html

④ 支援概要案フォーマット（円借款）
https://dea.gov.in/sites/default/files/13-Format-PPR_0.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

必要なアポイントメントの取付は、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、本調査実施にあたり、発注者から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するなど、円滑な調査実施のための支援を行う。

（６）安全管理

１） 治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に発注者に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに発注者に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA 事務所にも報告すること。

(イ) 上記(ア)と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は発注者の指示に従うこと。

(ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

(エ) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 2 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。

(オ) JICA 安全対策措置上で JICA の渡航承認が求められる地域へ受注者または現地傭人が渡航するに当たっては、事前に JICA へ相談するとともに、必要な承認を得ること。

(カ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

２） 行動規制

(ア) 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。

(イ) 移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。

(ウ) 必要に応じ、JICA インド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。（警護手配に係る費用は発注者が負担する）

(エ) 都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。

(オ) 山岳地域に渡航する際は、可能な限り雨期の渡航を避けるとともに、天候については最新の情報を収集し、状況を見て移動の可否（車両、航空機含む）を判断すること。

３） 通信手段

(ア) 各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。

(イ) 事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、事務所に報告する。

４） 安全な宿舎の手配

在インド日本大使館や JICA インド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

５） インド地図の扱い

複数国が領有権を主張するカシミール地域及びアルナーチャル・プラデシュ地域（以下、「AP 地域」）を含む地図の取扱いには細心の注意を払い、報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。また、MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。なお、以下の方針は国際情勢の変化等に鑑み、変更の可能性がある。

① 国連地図 を複製使用する。ただし、使用の際に、地図から国連の名前及び地図に付与されている参照番号を削除し、そのうえで、「本地図は国連作成地図を加工した。」または“This map is developed based on UN map”等と付し、国連の地図を加工していることを明確にする（国連の名前及び地図に付与される参照番号を削除せず使用する場合は、国連の使用許諾を得る必要があるため。詳細は国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン を参照）。

② 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域及び AP 地域）については、配色等でどの国の領土であるかを示さない（上記 A）の国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により、議論のある地域を覆う工夫を加える。

③ 各国が主張する国境及び実効支配線を点線で表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域及び AP 地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。

上記 A～C に記載の地図を使用する場合には、以下の免責条項を記載する。地図の出典も合わせて記載する。なお、パワーポイント等においても免責条項を省略せず明記する。

【免責条項】免責 : 本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the borderline of any country or territory or its demarcation, or the geographic names.

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」（以下同じ）**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「３.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】
62,322,000円（税抜）

なお、定額計上分　3,751,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プ

ロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

１）旅費（その他：戦争特約保険料）
２）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
３）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
４）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
５）**上限額を超える別提案に関する経費**
６）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（４）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	国内業務費	第５条（１０）	3,751,000 円	本邦招へい一式（航空賃、宿泊費、報酬） 0.7 人月（4 号を想定）の報酬を含む	・報酬 ・国内業務費	・報酬 ・国内業務費

（５）見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てした合計額（税抜き）で計上してください。

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒デリー⇒東京（JAL／ANA／エア・インディア）
東京⇒バンコク⇒デリー⇒バンコク⇒東京（JAL／ANA／タイ航空）

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて
１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（　10　）**	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（　40　）**	
（１）業務実施の基本方針の的確性	16	
（２）業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
（３）要員計画等の妥当性	6	
（４）その他（実施設計・施工監理体制）	―	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（　50　）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**（　26　）**	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
①　業務主任者の経験・能力：業務主任者／防災対策案件形成	(26)	(11)
ア）類似業務の経験	10	4
イ）対象国・地域での業務経験	3	1
ウ）語学力	4	2
エ）業務主任者等としての経験	5	2
オ）その他学位、資格等	4	2
②　副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	(―)	(11)
ア）類似業務の経験	―	4
イ）対象国・地域での業務経験	―	1
ウ）語学力	―	2
エ）業務主任者等としての経験	―	2
オ）その他学位、資格等	―	2
③　業務管理体制、プレゼンテーション	(―)	（　4　）
ア）業務主任者等によるプレゼンテーション	―	―
イ）業務管理体制	―	4
（２）業務従事者の経験・能力：　災害リスク評価	**（　12　）**	
ア）類似業務の経験	6	
イ）対象国・地域での業務経験	1	
ウ）語学力	2	
エ）その他学位、資格等	3	
（３）業務従事者の経験・能力：　外水氾濫対策/内水氾濫対策	**（　12　）**	
ア）類似業務の経験	8	
イ）対象国・地域での業務経験	－	
ウ）語学力	－	
エ）その他学位、資格等	4	